

裏面に記載の書類を添えて、市役所7階農業委員会事務局窓口へ提出してください。

## 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書

証 明 願

令和〇〇年〇〇月〇〇日

河内長野市農業委員会会長 様

住 所 河内長野市〇〇町〇-〇

申出をする者

氏 名 〇〇 〇〇



生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出する下記生産緑地につき、買取り申出事由の死亡もしくは農業の継続を不可能とさせる故障の生じた下記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」もしくは生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当することを証明願います。

記

### 1. 買取り申出生産緑地

所在及び地番	地目	地積
河内長野市〇〇町1-1	田	100 m <sup>2</sup>
河内長野市〇〇町1-2	畑	200 m <sup>2</sup>

### 2. 買取り申出事由の生じた者

氏名	住所	申し出をする者との関係(続柄等)
〇〇 〇〇	河内長野市〇〇町〇-〇	本人・父など

### 3. 買取り申出事由 (死亡・故障)

(例)

- ・〇〇を患い、1年以上耕作できないため
- ・死亡

※故障の場合は、診断書の日付  
※死亡の場合は、死亡年月日

### 4. 買取り申出事由が生じた日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出のあった当該生産緑地に係る生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」(生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当する者を含む)であることを証明する。

河長農委証明第 号

令和 年 月 日

河内長野市農業委員会会長



# 「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書」

## の記載の手引き

この証明書は、生産緑地に係る主たる従事者（生産緑地法施行規則第2条に規定する主たる従事者を含む。）が死亡し、若しくは故障したことにより、市長にその生産緑地の買取り申出をする場合、「主たる従事者」に該当する旨を農業委員会が証明する書式です。

記載に当たっては、次の点にご留意願います。

- (1) 申出をする者は、生産緑地を市長に買取り申出する「本人」とします。買取り申出に係る生産緑地について、相続による遺産分割協議が整っていない場合、相続人全員又はその代表者による願出とします。
- (2) 買取り申出生産緑地は、今回、市長に買取り申出される当該生産緑地を筆別に記載します。「地目」「地積」は買取り申出書と同じです。
- (3) 買取り申出事由の生じた者は、死亡のときは、被相続人名、故障のときは本人又はその家族従事者です。買取り申出の生産緑地が小作地の場合は、小作人です。申出事由を生じた者が他市町村のときは、住民票又は戸籍謄本を添付願います。
- (4) 買取り申出事由は、主たる従事者が死亡若しくは故障により買取り申出をすることとなった主な理由を記入します。
- (5) 買取り申出事由が生じた日は、死亡日又は故障が生じた日を記入します。

### 添付書類

- 1, 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）の写し
- 2, 地籍図（公図）
- 3, 印鑑証明の写し
- 4, 位置図
- 5, 故障の場合→診断書の写し
- 6, 死亡の場合→相続人と被相続人の関係の判る書類（戸籍謄本等）
- 7, 代理人が申請の場合は委任状

※1年以上、耕作が困難であることが確認できるもの